

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金の概要について

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を取得し、生産性向上に向けた取組を行っている事業所に対して、職場環境等の改善又は人件費の引上げに必要な費用を支援することを目的として、下記のとおり補助事業を実施する予定です。交付申請を予定される事業所等におかれましては、対象事業所、要件等をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、下記の内容は、現時点における厚生労働省及びこども家庭庁からの情報に基づくものであり、今後、変更等の可能性があることにご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 事業の概要

(1) 対象事業所

・下記①、②をいずれも満たす障害福祉サービス事業所等（相談支援を除く）

①基準月において、処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を算定していること。

※基準月は、原則として、令和6年12月とする。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

※基準月において処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を取得していない場合であっても、令和7年4月15日までに令和7年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしていれば、本事業の対象とする。

②職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していること。

- ・福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- ・業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- ・業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

(2) 対象職員

・本補助金の対象となる事業所に勤務する福祉・介護職員

※ただし、事業者の判断により、福祉・介護職員以外の職員を対象に加えることができます。

(3) 補助額

- ・サービス別に設定された補助率（別紙のとおり）を障害福祉サービス等報酬総額に乗じて得た額を補助

$\text{補助額} = \text{一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額} \times \text{サービス類型別補助率}$
--

※（４）の対象経費の実支出額と比較して少ない方の額を補助します。

(4) 補助対象経費

①職場環境改善経費

- ・職場環境改善の取組の経費に加え、間接支援業務に従事する者を募集するための経費及び職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費等の経費を含む

※障害福祉分野の介護テクノロジー導入・協働化等支援事業や地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業の対象経費は除きます。

②人件費

- ・人件費（手当、賞与等（退職手当を除く））の改善に充てることができる

※前年同時期と比較し、人件費の改善対象とした職員の平均的な賃金水準は低下してはいけません。

2 今後のスケジュール（予定）

- ① 事業者において処遇改善計画書等の作成準備
- ② 処遇改善計画書等の提出（事業者→県）
- ③ 補助金の支払い・受領（県→事業者）
- ④ 実績報告書の提出（事業者→県）

3 問合せ先等

本補助金を活用した処遇改善の実施については、コールセンターが設けられておりますので、ご不明な場合にご活用ください。

福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター 電話番号：050-3733-0230（受付時間：9:00～18:00（土日含む））

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担当	加 藤
電 話	058-272-1111 内 3490		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

別紙

サービス区分	補助率
居宅介護	12.7%
重度訪問介護	12.7%
同行援護	12.7%
行動援護	12.7%
重度障害者等包括支援	12.7%
生活介護	7.2%
施設入所支援	13.6%
短期入所	13.6%
療養介護	13.6%
自立訓練（機能訓練）	7.9%
自立訓練（生活訓練）	7.9%
就労移行支援	5.5%
就労継続支援A型	5.5%
就労継続支援B型	5.5%
就労定着支援	5.5%
自立生活援助	5.5%
共同生活援助（介護サービス包括型）	9.4%
共同生活援助（日中サービス支援型）	9.4%
共同生活援助（外部サービス利用型）	9.4%
児童発達支援	9.6%
医療型児童発達支援	9.6%
放課後等デイサービス	9.6%
居宅訪問型児童発達支援	9.6%
保育所等訪問支援	9.6%
福祉型障害児入所施設	16.6%
医療型障害児入所施設	16.6%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ補助率を適用する。